

令和7年6月定例会 県土整備委員会（事前）

令和7年6月9日（月）

〔委員会の概要 企業局関係〕

出席委員

委員長	木下	賢功
副委員長	嘉見	博之
委員	原	徹臣
委員	平山	尚道
委員	井下	泰憲
委員	長池	文武
委員	坂口	誠治
委員	扶川	敦
委員	川真田	琢巳

議会事務局

政策調査課副課長	仁木ちあき
議事課係長	若松 章予
議事課主任	広田 亮祐

説明者職氏名

〔企業局〕

局長	勝間 基彦
副局長	松本 修一
副局長	生田 浩二
次長（施設基盤整備担当）	井内 則久
経営企画課長	奈良 京子
事業推進課長	十川 慎司
事業推進課自然エネルギー・地域貢献室長	山添 浩二
施設基盤整備課長	河井 進治
総管理推進センター所長	河野 寛

【提出予定議案等】（説明資料）

- 報告第6号 令和6年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第7号 令和6年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について
- 報告第8号 令和6年度徳島県工業用水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第9号 令和6年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

【報告事項】

なし

木下賢功委員長

ただいまから県土整備委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。

この際、企業局関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

勝間企業局長

6月定例会に提出を予定しております企業局関係の案件につきまして、御説明申し上げたいと思います。

説明資料の3ページを御覧ください。

1番目、令和6年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

左から2列目の項の上段、営業費用でございますが、繰越額が右から4列目の翌年度繰越繰越額に記載されております。事業ごとに申し上げます。

一番上の川口発電所1号水車発電機改良事業におきましては4億2,132万7,774円、2番目の日野谷発電所1号制御装置取替事業につきましては1,461万6,000円、3番目の日野谷発電所1号水車発電機改良事業につきましては1億4,396万1,000円、4番目の勝浦発電所水車発電機改良事業につきましては2,303万2,046円となっております。

続きまして、下段の建設改良費でございます。

同じく右から4列目の翌年度繰越繰越額に記載のとおりでございますが、事業ごとに申し上げます。

川口発電所1号水車発電機改良事業におきましては1億439万226円、日野谷発電所1号水車発電機改良事業は6,849万9,000円、勝浦発電所水車発電機改良事業につきましては6,106万5,954円となっております。

次に、4ページを御覧ください。

令和6年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書についてでございます。

まず、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、左から6列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、既設設備改良工事におきまして、1億3,694万9,000円となっております。

繰越しの理由といたしましては、機器製作及び非出水期の工事における工期の協議に日数を要したためなどでございます。

次に、5ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額でございます。

総合管理推進センター他自然エネルギー新技術導入可能性調査及び詳細設計業務についてでございますが、左から6列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり990万7,700円となっ

ております。

繰越しの理由といたしましては、関係機関との製品仕様に係る協議に不測の日数を要したためでございます。

6 ページを御覧ください。

3、令和6年度徳島県工業用水道事業会計継続費繰越計算書でございます。

阿南工業用水道送水管布設替事業につきまして、右から4列目に記載のとおり、2,000万円を翌年度へ逡次繰越しをしております。

次に、7 ページを御覧ください。

4、令和6年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

まず、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、左から6列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、吉野川北岸工業用水道改良工事におきまして1億7,410万6,000円、阿南工業用水道改良工事におきまして3,427万1,900円となっております。

繰越しの理由でございますが、機器製作に係る工期の協議に日数を要したためなどでございます。

最後8 ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額につきましては、吉野川北岸工業用水道苛性ソーダ注入設備補修工事において、左から6列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり56万5,564円となっております。

繰越しの理由につきましては、機器製作に係る工期の協議に日数を要したためでございます。

なお、これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、6月定例会に提出を予定しております企業局関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

木下賢功委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

原徹臣委員

今年度もよろしく申し上げます。

先ほど御説明のありました配布資料の 6 ページに記載されております阿南工業用水道送水管布設替事業に関連して、企業局が運営する工業用水道について何点か質問させていただきます。

今年 1 月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の損傷による道路陥没事故をはじめ、全国各地で水道管の老朽化による大規模な漏水事故等が発生していることに加え、南海トラフ巨大地震の被害も懸念されているところです。

本県の工業用水道管路の老朽化・耐震化対策について、お伺いしたいと思います。

工業用水道の管路は設置後何年が経過していて、どのような老朽化対策を実施してきたのか。それと、今後の計画についてもお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

十川事業推進課長

ただいま委員より、工業用水管路の経過年数、老朽化対策実施状況などについて御質問を頂きました。

徳島県の工業用水道は、県北部を給水エリアとする吉野川北岸工業用水道と、阿南市の臨海部をエリアとする阿南工業用水道がございます。

吉野川北岸工業用水道は昭和43年に給水を開始し、阿南工業用水道は昭和45年に給水を開始しておりまして、現在、両工業用水道で34の事業所に工業用水を供給させていただいております。

管路の総延長は約50kmに及びまして、供用開始から古いものでは57年が経過しているという状況です。

これまでは、供用開始から40年を経過する管路について優先度を判断しながら、平成24年から第1次管路更新計画に基づき、両工業用水道における約8.4kmの管路について老朽化・耐震化対策を実施してきました。

現在は、第2次管路更新計画としまして、令和5年に老朽化により漏水が発生しました阿南工業用水のコンクリート管の部分に関し、約40億円を掛け1.8kmの老朽化対策に着手しており、令和10年度の完成を目指しているところでございます。

原徹臣委員

本県の工業用水道についても、老朽化対策に併せて計画的に耐震化を進めていることは分かりました。

次に今後、高額投資が必要となる管路更新を進めていくに当たって、優先度を決めていく必要があると思いますが、どのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

十川事業推進課長

ただいま委員から、管路更新の優先度の考え方について御質問を頂きました。

管路の更新にはばく大な費用が必要でございますことから、効率的に効果を上げていくためには、更新対象を絞り込んでいく必要があると考えております。

具体的な対応方針については、つい先日、案が示されました国の次期国土強靱化計画や南海トラフ巨大地震の被害想定見直しなどを踏まえつつ、他部局とも歩調を合わせながら、

早急に取り組を進めてまいりたいと考えております。

原徹臣委員

分かりました。

工業用水道の老朽化・耐震化対策についてはばく大な費用が掛かるものの、大規模災害時においても工業用水の給水を継続することは産業活動の維持につながり、ひいては地域経済の早期復興に寄与するものと考えられます。

今後、発生が想定されている大規模災害のリスクを最大限回避するため、早急に更新計画を策定するよう、より一層の努力をお願いしたいと思います。

この件については、引き続き付託委員会でも質問させていただきますので、よろしくお願いします。

扶川敦委員

私も同じようなことを聞こうかなと思ったのですが、大体分かりました。

端的にお聞きしますが、漏水が発生した P C 管などの改修で 1.8km、40 億円の工事をするということですね。

今現状で、今日にでも南海地震みたいなのが起こるとしたら、どのような被害が起こるという想定がされているんですか。

十川事業推進課長

今、たちまち地震が起きた際の被害ということで御質問を頂きました。

現在、工業用水管路で使われている管路のほとんどが P C 管ではなくてダクタイル鋳鉄管という、一定の耐震性を有している管が使われております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、老朽化も進んでいることから、老朽化に合わせた管路更新を進めているところでございます。

今現在仮にですが、地震で、完璧に防ぐことはできない可能性もございますが、万が一管路が破損した場合に備えて、復旧資材の備蓄であったり、四国のほかの 3 県との連携協定、あと地元の建設業協会、設備業協会とも連携をとっておりまして、早期復旧、復興できるように努めているところでございます。

扶川敦委員

万一といったら、どのぐらいの万一か分かりませんが、要はこれまで各地で起こった大きな地震でどのような被害があって、本県も、工業用水の老朽化に照らし合わせて同様の被害が起こる可能性があるといったイメージがあれば、もう少し分かりやすく教えてください。

河井施設基盤整備課長

ただいま扶川委員から、これまでの大災害の工業用水道における被災状況などについて御質問を頂きました。

例えば、東日本大震災におきましては、工業用水道の管路、接手の破損の被害、また漏

水が発生しておりまして、大部分が液状化とか、危険度が高い地域に敷設された状況を考えてみると、大規模地震による損傷の被害が生じるということは想定されてございます。

ただ、地震による被害予測については、管の老朽化の状況とか、液状化の現象の程度に左右されることから、被害箇所を特定することは非常に困難となっております。

そういう被害の程度については、早期復旧の観点から、あらかじめ想定して備えておくことが必要になってございます。

東日本大震災の被災状況を確認してみますと、先ほど十川課長からも御説明させていただきましたが、継手とか、そういう壊れやすい所というのが分かっております。

本県の工業用水道は、先ほど延長50kmとございましたけれども、その延長に対して、管路において東日本大震災と同様の被害が発生したらと想定しますと、吉野川、阿南工業用水道を合わせまして26か所程度の管路の被害が発生することが想定されております。

こういうものについては、対策として、先ほど十川課長から申しましたとおり、復旧資材の備蓄やBCP（事業継続計画）の策定、災害協定の締結、災害協定を結んだ内容について訓練を行うとか、耐震化対策を進めているところでございます。

扶川敦委員

26か所ぐらい想定されると、準備をしているということで。では、今この対策の準備の状況というのは、できているのですか、それとも今途上にあってまだこれからなのですか。その程度を教えてください。

河井施設基盤整備課長

資機材の備蓄については、これまで取り組んできておりまして、ある程度、吉野川、阿南、両方の工業用水道におきましてダクタイル鋳鉄管、管の備蓄資材とか、継手の資材などを順次整備しております。

ただ、その数については、やはりまだ足りないと感じておりますので、これからまだ整備していこうと思っております。

扶川敦委員

数値的なことは、あらかじめお聞きするようにしていなかったもので、分からないと思いますのでこれ以上聞きませんが、先ほども御意見があったように、事前にきちんと対策をとっておれば、復興も早いし被害も少ない。

だから、何がどのくらい足りてないのかということをもう少し分かるように、また御説明いただければと思います。また引き続き議論します。

木下賢功委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時53分）